

## 3 R活動地域推進員の活動について

ごみ減量を図るため、地域での<sup>すりーあーる</sup>3 R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再資源化）活動の推進を図っていただくことが主な活動内容です。

今年度の具体的な活動予定としては、下記のとおりです。

### 記

区分	項目	日程	内容
会議等	第1回推進員会議	6月20日（火）	①委嘱状交付 ②推進員の概要説明 ③市の施策に関する説明 ④地域での啓発活動に関する説明
	第2回推進員会議	2月下旬	①地域での3 R実践活動等の紹介 ②地域での3 R活動推進に関する諸問題の協議
地域活動	啓発活動	随時	【実践していただきたいこと】 3 Rの啓発チラシを回覧 【可能であれば実践していただきたいこと】 行事開催の際に資源分別収集とバザーのコーナーを設置、3 Rに関する講座を開催、正しい分別方法・3 Rの周知など
	活動レポート	随時（任意）	3 R啓発のために地域で取り組んだ実践項目、意見、協議した事項等を書面で提出（1月末締切り）

# 記入例

3 R活動地域推進員レポート			
氏 名		地 区	
内 容	※ 3 R推進のために地域で実施したこと、また、3 R活動を進めていくうえで課題や問題点等、ご意見やお気づきの点について簡潔に記入してください。		
<b>【記入例】</b>			
1	○月○日 (○) ○○コミュニティ		
	○○町内会に、3 R の啓発チラシを回覧し周知した。		
2	○月○日 (○) ○ : ○○～○ : ○○ ○○公民館		
	「○○まつり」でバザーと資源回収を実施。		
	参加を呼びかける回覧物に、3 R 推進のチラシを添付した。		
3	○月○日 (○) ○ : ○○～○ : ○○ ○○小学校		
	「○○運動会」で出るごみと資源の分別を徹底した。		
4	所感		
	「○○運動会」では、分別収集を徹底するのに苦労した。まだ、分別について知らない住民が多いと感じた。		

\* レポートの提出については、1 月末までに清掃センター（FAX 052-689-1166）へお願いします。

## 東海市 3 R 活動地域推進員設置要綱

### (設置)

第 1 条 ごみ減量を図る一環として、地域における 3 R (リデュース、リユース、リサイクル) 活動の円滑な推進を図るため、東海市 3 R 活動地域推進員 (以下「推進員」という。) を置く。

### (役割)

第 2 条 推進員の役割は、次のとおりとする。

- (1) 地域における 3 R 活動の検討・啓発に努めること
- (2) 地域における 3 R 活動を推進するため、必要な方策等について市と意見の交換や連絡調整を行うこと。

### (委嘱)

第 3 条 推進員の数は各コミュニティに 1 人とし、市長がコミュニティの推薦に基づき委嘱する。

### (任期)

第 4 条 推進員の任期は、委嘱のあった日からその日の属する年度の末日までとする。

- 2 市長は、特別の理由があるときは、推進員の任期中であっても解嘱することができる。

### (庶務)

第 5 条 推進員に関する庶務は、環境経済部清掃センターにおいて行う。

### (雑則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 東海市廃棄物減量等推進員設置要綱 (平成 5 年 5 月 1 日施行) は、廃止する。
- 3 東海市地域リサイクル推進員設置要綱 (平成 11 年 7 月 19 日施行) は、廃止する。

### 附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

## 東海市<sup>すりーあーる</sup> 3 R 推進協議会について

### 1 趣旨

本市における<sup>すりーあーる</sup> 3 R（発生抑制・再使用・再資源化）活動を推進するため、様々な立場からの意見や提案を表明していただき、3 R推進の有効適切な方策等について協議する他、意見交換や情報交換の場としています。

3 R活動地域推進員の中から代表1人を3 R推進協議会委員に選出しています。

令和5年度（2023年度）については、「第4次東海市ごみ処理基本計画後期計画」の進行管理について、御意見、御提案をいただきます。

### 2 役割

- (1) 3 R活動を推進するための提案
- (2) ごみ処理の現状及び課題についての提言
- (3) ごみ処理に関する中長期的な目標及び施策に関する提案
- (4) ごみ処理に関する中長期的な目標の達成度合及び施策の推進に関する把握と意見の表明
- (5) 3 R活動の推進やごみ処理についての意見交換

### 3 組織

10人以内とし、次の構成とする。

- |                                 |    |
|---------------------------------|----|
| (1) 東海市環境基本計画推進委員会廃棄物・リサイクル部会委員 | 5人 |
| (2) 東海市3 R活動地域推進員を代表する者         | 1人 |
| (3) NPOを代表する者                   | 1人 |
| (4) 事業者を代表する者                   | 1人 |
| (5) 市内に住所を有する者（公募）              | 2人 |

### 4 任期

令和6年（2024年）3月31日まで

※任期は委嘱があった日から翌年度末までとしますが、東海市3 R活動地域推進員を代表する者については、委嘱のあった日の属する年度末までとします。

### 5 会議開催予定

令和5年（2023年）7月及び令和6年（2024年）3月に開催予定